

茅ヶ崎市病院事業職員扶養手当規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第12号

茅ヶ崎市病院事業職員扶養手当規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員扶養手当規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条」を「第27条」に改める。

第2条第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第3条第1項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,800円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,300円」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、条例第6条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,800円」に改め、同条第2項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「5,500円に特定期間」を「5,000円に当該期間」に改める。

第4条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定による届出」を「新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」に、「行うものとする」を「、その旨を速やかに病院事業管理者に届け出なければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第4条第2項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院事業管理者において扶養の事実等を認定することができる場合として病院事業管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条を次のように改める。

（支給の始期及び終期）

第6条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第4条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経

過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。